



報道関係者 各位

平成 30 年 6 月 7 日

【照会先】

福井労働局 労働基準部 監督課

課 長 藤代 岳志

過重労働特別監督監理官 木村 和晴

(かとか監理官)

(直通電話)0776(22)2652

36（サブロク）協定未届解消キャンペーンについて ～ 今一度、36 協定の届出をご確認ください ～

福井労働局（局長 嶋田悦郎）の管下労働基準監督署（福井、武生、敦賀及び大野）に、平成 29 年に届け出られた時間外労働及び休日労働に関する協定（以下「36 協定」という。）は、事業場全体の 4 割に満たない状況となっています。

また、平成 30 年 1 月に実施した 36 協定の届出がない建設業者に対する自主点検結果では、約 3 割で違法な時間外労働が発生しています。（別紙参照）

そこで、福井労働局では、36 協定の届出を促進するため、キャンペーンを実施し、県内 16 会場の労働保険年度更新申告書受付会場に、各労働基準監督署の労働時間改善指導・援助チームによる労働時間相談・支援コーナーを併設し、36 協定の受付を行い、労働時間に関する法制度の周知、長時間労働の削減のための助言等を行います。

時間外労働（残業）を行うには、支店、営業所等の事業場ごとに、労使協定を締結し、所轄労働基準監督署に届け出なければなりません。福井労働局では、今一度、36 協定の届出を確認するよう呼び掛けています。

36（サブロク）協定未届解消キャンペーン（平成 30 年 6 月～ 7 月）

- ・ 労働保険適用事業場に直接郵送される労働保険年度更新申告書資料に、リーフレット「サブロク協定をご存知ですか？」を同封し、法令を周知
- ・ 労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」（厚生労働省）に掲載されている、36協定届等の作成支援ツールを周知
- ・ 県内16会場の労働保険年度更新申告書受付会場に、労働時間相談・支援コーナーを併設し、36協定を受け付けるとともに、長時間労働の見直しのため、働く時間の縮減に取り組むための助成金制度等の活用を助言
- ・ 同じく労働保険年度更新申告書受付会場に、働き方改革推進支援センターの相談コーナーを設置し、中小企業事業主に対する支援を実施

建設業に対する自主点検結果

事業主の方が事業場において労働基準関係法令を守っているかどうかを自らチェックし、問題点を自主的に改善していただくため、労働時間などに関する自主点検表を各事業主へ送付し、福井労働局へ提出されたチェック結果を取りまとめたもの

実施年月 平成30年1月

対象事業場 労働者5人以上規模の36協定の届出がない建設業

実施件数 724事業場

回答件数 562事業場（回答率77.6%）

主な問題点

(1) 違法な長時間労働

違法な時間外労働があるもの：146事業場（26.0%）

うち、時間外・休日労働の実績が最も長い労働者の時間数が

月45時間を超えるもの：32事業場（5.7%）

うち、月80時間を超えるもの：25事業場（4.4%）

うち、月100時間を超えるもの：12事業場（2.1%）

(3) 賃金不払残業

時間外・深夜労働に対する割増賃金に不払があるもの：27事業場（4.8%）

休日労働に対する割増賃金に不払があるもの：51事業場（9.1%）

(4) 健康診断未実施

一般定期健康診断を年1回以上、定期に実施していないもの：34事業場（6.0%）

働き方改革を推進する中小企業事業主の皆様へ ～ 支援のご案内～

福井労働局では、**労働保険年度更新申告書受付会場**において、**36協定等の相談・届出**を受け付けます。
さらに、働き方改革をサポートする「**働き方改革推進支援センター**」を併設しますので、是非、ご利用ください。

年度更新申告書受付会場		月日(10時～16時)
福井署	ショッピングシティベル 3階ホール	6/19、7/5
	ラプリーパートナー エルパ 2階ホール	6/22
	坂井地域交流センターいねす	6/27
武生署	鯖江市嚮陽会館 2階会議室	6/22、7/4
	越前市文化センター 3階会議室	6/20、7/3
敦賀署	プラザ萬象 小ホール	6/13、7/3
	小浜市働く婦人の家 3階会議室	6/15、7/5
大野署	多田記念大野有終会館 3階会議室	6/19、7/4
	JAテラル越前勝山研修会館 2階ホール	6/21、7/6

～ 36協定作成支援ツールのご案内～

入力フォームから必要項目を入力・印刷することで、労働基準監督署に届出可能な書面が作成できます。

検索 36協定作成支援

事業者のための労務管理・安全衛生管理診断サイト「スタートアップ労働条件」にて掲載中！

時間外労働等改善助成金(一部のご紹介)

➤ 支給対象となる取組の例

労務管理担当者、労働者への研修
人材確保に向けた取組
労働能率の増進に資する設備・機器等の導入・更新

➤ 勤務時間インターバル導入コース

「勤務インターバル」とは、勤務終了後、次の勤務までに一定時間以上の「休憩時間」を設けることで、生活の時間や睡眠時間を確保し、健康保持や過重労働の防止を図ります。

(支給額の例) 新規導入に該当する場合

休憩時間	補助率	上限額
9時間以上11時間未満	3 / 4	40万円
11時間以上	3 / 4	50万円

➤ 職場意識改善コース

「ワークライフ・バランス」実現のため、年次有給休暇の取得促進、所定外労働の削減を図ります。

(支給額の例)

休憩時間	補助率	上限額
年次有給休暇の平均取得を4日以上増加	5 / 8	83万円
上記に加え、月平均残業時間を5時間以上削減	3 / 4	100万円

サブロク協定をご存知ですか？

時間外労働を行うには、サブロク（36）協定が必要です。

- 労働基準法では、労働時間は原則、1日8時間・1週40時間以内とされています。これを「法定労働時間」と言います。
- 「法定労働時間」を超えて、従業員に時間外労働（残業）をさせる場合には、
サブロク
・労働基準法第36条に基づく労使協定（36協定）の締結、
・労働基準監督署への届出
が必要です。
- サブロク
36協定においては、「時間外労働を行う業務の種類」や、「1か月や1年当たりの時間外労働の上限」を決めなければなりません。（詳しくは裏面をご参照ください。）

時間外労働を行う場合には、予め、使用者と従業員の代表の方（※）が36協定を締結し、その協定を労働基準監督署へ届け出ることが必要です。

上限（限度時間）
1か月45時間・1年360時間等

時間外労働

36協定が必要

1日8時間

1週40時間

法定
労働
時間

（※）具体的には、

- ①従業員の過半数で組織する労働組合（過半数組合）がある場合は、その労働組合、
- ②過半数組合がない場合は、従業員の過半数を代表する方

【参考】

- ◆時間外労働の上限は、厚生労働大臣告示において、1か月45時間、1年360時間等とされています。（これを「限度時間」と言います。）
*ただし、特別条項を締結すれば、年間6か月まで、限度時間を超えて労働させることができます。
- ◆ただし、労働時間を延長する場合には、その時間をできる限り短くするよう努めなければなりません。

ご不明な点がございましたら、最寄りの労働基準監督署までお気軽にご相談下さい。

（相談窓口の詳細につきましては、裏面をご参照ください。）

36協定を結ばないまま法定労働時間を超えた労働（残業）が行われる場合も見受けられますが、これは法令上問題があります。

36協定を締結し、労働基準監督署へ届け出ていただくようお願いします。

相談窓口等について

お気軽にご相談ください。

下記の窓口では、長時間残業の見直しなど、働き方改革に取り組む中小企業・小規模事業者の方に、具体的な方法のアドバイス等をしています。

例えば、

「労働時間等に関する現行の制度内容が分からない」

⇒ 現行制度の内容等を説明 (①)

「人材の確保など、事業運営の支障を抱えている」

⇒ 人材が定着しやすい職場環境づくりのアドバイスや助成措置を紹介 (②)

⇒ 事業運営や経営上の課題について相談・アドバイス (③)

①

労働時間に関する現行制度の内容等についてのお問い合わせ先

▶ 最寄りの都道府県労働局労働基準部監督課、労働基準監督署へお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

②

職場環境の改善に関する相談窓口（働き方・休み方改善コンサルタント）

長時間労働をなくし、労働時間や休暇の改善に取り組む事業主を支援しています。労務管理等の専門家による電話相談や、事業場を訪問し具体的な提案を行うコンサルティングを無料で行っています。

▶ 最寄りの都道府県労働局雇用環境・均等部（室）までお問い合わせください。

<http://www.mhlw.go.jp/kouseiroudoushou/shozaiannai/roudoukyoku/>

③

事業運営や経営上の課題に関する相談窓口（よろず支援拠点）

中小企業・小規模事業者の「働き方改革」に必要な、生産性の向上や人手不足への対応などの経営課題については、『よろず支援拠点』まで御相談ください。

『よろず支援拠点』は、全国47都道府県に設置されており、拠点ごとに、経営改善、会計・財務やITなど、様々な分野の専門家を複数配置し、ワンストップで相談に応じます。また、問題に応じた適切な支援機関の御紹介もいたします。

▶ 各拠点の連絡先はこちら。 <http://www.smrj.go.jp/yorozu/087939.html>

時間外労働・休日労働に関する協定届（36協定届）の記載例

様式第9号（第17条関係）

時間外労働
休日労働に関する協定届

事業の種類		事業の名称		事業の所在地（電話番号）				期間
金属製品製造業		〇〇金属工業株式会社〇〇工場		〇〇市〇〇町1-2-3 (000-000-0000)				
	時間外労働をさせる必要のある具体的事由	業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定労働時間	延長することができる時間			期間
					1日	1日を超える一定の期間（起算日）		
					1か月（毎月1日）	1年（4月1日）		
① 下記②に該当しない労働者	臨時の受注、納期変更	検査	10人	1日8時間	3時間	30時間	250時間	平成〇年4月1日から1年間
	月末の決算事務	経理	5人	同上	3時間	15時間	150時間	同上
② 1年単位の变形労働時間制により労働する労働者	臨時の受注、納期変更	機械組立	10人	同上	3時間	20時間	200時間	同上
休日労働をさせる必要のある具体的事由		業務の種類	労働者数 〔満18歳以上の者〕	所定休日	労働させることができる休日並びに始業及び終業の時刻			期間
臨時の受注、納期変更		機械組立	10人	毎週土曜・日曜	1か月に1日、8:30~17:30			平成〇年4月1日から1年間

協定の成立年月日 平成〇年 3月 12日

協定の当事者である労働組合の名称又は労働者の過半数を代表する者の

協定の当事者（労働者の過半数を代表する者の場合）の選出方法（投票による選挙）

平成〇年 3月 15日

使用者 職名
氏名

検査課主任

山田花子

工場長

田中太郎

